

福岡県公報

令和2年1月10日
第 69 号

目次

告 示 (第12号 - 第27号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○廃川敷地等の発生	(河川管理課)	4
○堤防と道路との兼用工作物の管理(堤防1箇所)	(河川管理課)	4
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	5
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	5
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
公 告		
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出		

○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	9
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	10
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効	(林業振興課)	10
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	12
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課)	14
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(県営住宅課)	20
○県営住宅敷地内放置車両に係る公示	(県営住宅課)	20
○介護医療院の許可	(介護保険課)	20
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	20

選挙管理委員会

○海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(市町村支援課)	21
--	----------	----

告 示

福岡県告示第12号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	久留米浮羽線	前	うきは市吉井町桜井668番3先から うきは市吉井町桜井208番1先まで	6.7 ～ 20.5	122.0
			後	うきは市吉井町桜井668番3先から うきは市吉井町桜井208番1先まで	6.7 ～ 27.4	

福岡県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
久留米	県道	保木井線	前	うきは市吉井町桜井68番1先から うきは市吉井町桜井668番3先まで	6.7 ～ 25.8	416.0	うち主要 地方道久 留米浮羽 線重用 延長 86.5 メートル
			後	うきは市吉井町桜井68番1先から うきは市吉井町桜井668番3先まで	6.7 ～ 25.8		

後	うきは市吉井町桜井68番1先から うきは市吉井町桜井668番3先まで	6.7 ～ 52.0	401.5	うち主要 地方道久 留米浮羽 線重用 延長 81.5 メートル
---	---------------------------------------	------------------	-------	--

福岡県告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	吉井久留米自転車道	前	うきは市吉井町桜井683番1先から うきは市吉井町桜井668番3先まで	3.1 ～ 8.4	112.0
			後	うきは市吉井町桜井683番1先から うきは市吉井町桜井668番3先まで	3.1 ～ 8.4	
			後	うきは市吉井町桜井683番1先から うきは市吉井町桜井668番3先まで	8.9 ～ 21.7	88.0

福岡県告示第15号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊前市大字求菩提141の3、141の9、157の5
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字求菩提141の3・141の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第16号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川扇谷324、325
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 犀川扇谷324・325（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第17号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
田川郡大任町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及び大任町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和61年3月6日農林水産省告示第357号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年2月福岡県告示第334号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第20号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県土整備部河川管理課及び福岡県久留米県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 河川の名称

筑後川水系陣屋川

- 2 廃川敷地等生じた年月日

令和2年1月10日

- 3 廃川敷地等の位置

久留米市北野町中字奥小路3100番4地先

- 4 廃川敷地等の種類及び数量

土地

149.71㎡

福岡県告示第21号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づく堤防と道路との兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり、公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県八女県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

- 河川の名称
筑後川水系山ノ井川
- 河川管理施設の名称又は種類
右岸堤防
- 河川管理施設の位置
筑後市大字山ノ井字馬洗淵931番3地先から
筑後市大字徳久209番1地先まで
- 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
名称 道路管理者 筑後市
代表者 筑後市長 西田 正治
- 管理の内容
 - 道路専用施設（路面（路盤までの部分含む。）路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）改築、維持又は修繕
 - 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 管理の期間
告示の日から道路の存続する日まで

福岡県告示第22号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成23年3月福岡県告示第506号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
王塚台(2)	筑紫郡那珂川町王塚台一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第23号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成23年3月福岡県告示第507号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
王塚台(2)	筑紫郡那珂川町王塚台一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第24号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
王塚台(2)	那珂川市王塚台一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第25号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
王塚台(2)	那珂川市王塚台一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年1月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
----------	-------	---------------

京 築	須磨園 南 原 線 曾 根	行橋市大字徳永544番1先から 京都郡苅田町大字鋤崎691番1先まで
-----	---------------------	---------------------------------------

福岡県告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	一般 国道	386号	前	朝倉市杷木寒水47番4先から 朝倉市杷木古賀1842番5先まで	8.7 ～ 12.9	166.6
			後	朝倉市杷木寒水47番4先から 朝倉市杷木古賀1842番5先まで	8.7 ～ 12.9	166.6
			後	朝倉市杷木寒水47番4先から 朝倉市杷木古賀1842番5先まで	8.8 ～ 17.5	171.3

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年12月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 加布里ショッピングセンター

(2) 所在地 糸島市神在1389番1 外18筆

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 上垣内 猛

東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレド
スー

東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 上垣内 猛

東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレド

スー

東京都北区赤羽二丁目1番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年12月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー前原店

(2) 所在地 糸島市浦志一丁目7番7号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友

職務執行者 ミッチェル・ウェイン・スレープ

東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後) 合同会社西友

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレド
スー

東京都北区赤羽二丁目1番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附

則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年12月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ザ・モール春日店

(2) 所在地 春日市春日五丁目17番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 上垣内 猛

東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレド

スー

東京都北区赤羽二丁目1番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年12月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー宝町店

(2) 所在地 春日市伯玄町二丁目18番 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレド

スー

東京都北区赤羽二丁目1番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
令和元年12月17日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 サニー須恵店
 - (2) 所在地 糟屋郡須恵町大字須恵字赤坂488番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 合同会社西友
代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社
職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास
東京都北区赤羽二丁目1番1号
(変更後) 合同会社西友
代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社
職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレド
スー
東京都北区赤羽二丁目1番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
令和元年12月17日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 善道寺ショッピングセンター
 - (2) 所在地 久留米市善道寺町飯田393番地の4
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

東久留米ショッピングセンター 代表理事 吉田 茂弘 久留米市善道寺町飯田393番地の4
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास 東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

東久留米ショッピングセンター 代表理事 吉田 茂弘 久留米市善道寺町飯田393番地の4
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレド スー 東京都北区赤羽二丁目1番1号

- 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास 東京都北区赤羽二丁目1番1号 他8社	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽二丁目1番1号 他7社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年12月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 みいまちショッピングタウン

(2) 所在地 久留米市御井町字大銃場2233番 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 有限会社南筑産業商会

本多 テルヨ

久留米市御井町2230番地

(変更後) 有限会社南筑産業商会

本多 修三

久留米市御井町2230番地

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後) 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレド
スー

東京都北区赤羽二丁目1番1号

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定に基づき、次のように登録を受けた生産事業者からの廃止の届出により登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

登録番号	生産事業者		生産内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第3号	栗原雄市	八女郡矢部村大字矢部5915	穂苗 木	矢部事業所	八女郡矢部村大字北矢部
福岡県第10号	野田格次	八女郡矢部村大字北矢部656	穂苗 木	矢部事業所	八女郡矢部村大字北矢部
福岡県第21号	石川光蔵	八女郡矢部村大字矢部3753	穂苗 木	矢部事業所	八女郡矢部村大字北矢部
福岡県第27号	新原一義	八女郡矢部村大字北矢部2575-3	穂苗 木	矢部事業所	八女郡矢部村大字北矢部
福岡県第29号	栗原初蔵	八女郡矢部村大字矢部5553	穂苗 木	矢部事業所	八女郡矢部村大字北矢部
福岡県第34号	氷室武公	八女郡星野村12759	穂苗 木	星野村事業所	八女郡星野村
福岡県第37号	山口義郎	八女郡星野村7928	穂苗 木	星野村事業所	八女郡星野村
福岡県第47号	田中一夫	八女郡星野村6990	穂苗 木	星野村事業所	八女郡星野村
福岡県第48号	山口定	八女郡星野村4594-4	穂苗 木	星野村事業所	八女郡星野村

福岡県第52号	二田高広	八女郡星野村16396	穂苗	木木	星野村事業所	八女郡星野村
福岡県第54号	平野松次	八女郡星野村16747	穂苗	木木	星野村事業所	八女郡星野村
福岡県第60号	山手行夫	八女郡星野村6336	穂苗	木木	星野村事業所	八女郡星野村
福岡県第63号	樋口忠人	八女郡星野村6607	穂苗	木木	星野村事業所	八女郡星野村
福岡県第66号	今村文雄	八女郡星野村6332	穂苗	木木	星野村事業所	八女郡星野村
福岡県第67号	今村尚夫	八女郡星野村6714	穂苗	木木	星野村事業所	八女郡星野村
福岡県第68号	梅野実	八女郡星野村12629	穂苗	木木	星野村事業所	八女郡星野村
福岡県第71号	西久俊	八女郡星野村13442	穂苗	木木	星野村事業所	八女郡星野村
福岡県第73号	梅野義久	八女郡星野村12580	穂苗	木木	星野村事業所	八女郡星野村
福岡県第80号	山口馨五	八女郡星野村8573	穂苗	木木	星野村事業所	八女郡星野村
福岡県第88号	山口勝次	八女郡星野村7944	穂苗	木木	星野村事業所	八女郡星野村
福岡県第93号	山口明	八女郡星野村7966	穂苗	木木	星野村事業所	八女郡星野村
福岡県第94号	山口年行	八女郡星野村7957	穂苗	木木	星野村事業所	八女郡星野村
福岡県第96号	山口芳勝	八女郡星野村7986-1	穂苗	木木	星野村事業所	八女郡星野村
福岡県第99号	井上武夫	八女郡星野村3755-2	穂苗	木木	星野村事業所	八女郡星野村
福岡県第109号	森松藤吉	八女郡星野村2825	穂苗	木木	星野村事業所	八女郡星野村
福岡県第110号	山口賢典	八女郡星野村4344	穂苗	木木	星野村事業所	八女郡星野村

福岡県第116号	金子大三郎	八女郡星野村19713	穂苗	木木	星野村事業所	八女郡星野村
福岡県第118号	立石安範	八女郡星野村11487	穂苗	木木	星野村事業所	八女郡星野村
福岡県第136号	梶山正一	山門郡山川町大字尾野1439	苗	木	梶山農園	山門郡山川町大字尾野
福岡県第138号	築地原元就	山門郡山川町大字尾野1421-1	苗	木	築地原農園	山門郡山川町大字尾野
福岡県第145号	古賀清生	朝倉郡朝倉町大字大庭37-1	種苗	穂木	大福苗園	朝倉郡朝倉町大字大庭
福岡県第161号	熊本広	甘木市大字三奈木2039	種苗	穂木	三奈木事業所	甘木市大字三奈木
福岡県第192号	井浦憲剛	浮羽郡吉井町大字江南104-1	種苗	穂木	井浦農園	浮羽郡吉井町大字江南
福岡県第211号	手島強	甘木市大字黒川2867	穂苗	木木	黒川事業所	甘木市大字黒川
福岡県第217号	手島久幸	甘木市大字黒川3429	穂苗	木木	黒川事業所	甘木市大字黒川
福岡県第229号	木下敏雄	浮羽郡吉井町大字鷹取1512-2	種	穂	鷹取事業所	浮羽郡吉井町大字鷹取
福岡県第253号	刈茅保	浮羽郡田主丸町大字森部396	種	穂	森部事業所	浮羽郡田主丸町大字森部
福岡県第268号	小石原村森林組合	朝倉郡小石原村大字鼓2705-2	穂苗	木木	小石原村森林組合	朝倉郡小石原村大字鼓
福岡県第269号	宝珠山村森林組合	朝倉郡宝珠山村大字宝珠山15	穂苗	木木	宝珠山村森林組合	朝倉郡宝珠山村大字宝珠山
福岡県第270号	杷木町森林組合	朝倉郡杷木町大字星丸1217-1	穂苗	木木	杷木町森林組合	朝倉郡杷木町大字星丸
福岡県第271号	甘木市森林組合	朝倉市甘木2010-3	穂苗	木木	甘木市森林組合甘木事業所	朝倉市甘木
福岡県第272号	浮羽森林組合	浮羽郡浮羽町大字朝田381-5	穂苗	木木	浮羽森林組合	浮羽郡浮羽町大字朝田
福岡県第275号	大藤高行	浮羽郡吉井町大字鷹取1353-1	種	子	鷹取事業所	浮羽郡吉井町大字鷹取

福岡県第283号	内山竹夫	浮羽郡吉井町大字鷹取1420-3	種 苗	子 木	鷹取事業所	浮羽郡吉井町大字鷹取
福岡県第298号	片山長生	宗像郡宗像町大字曲284	苗	木	宮田苗園	宗像郡宗像町大字宮田
福岡県第303号	山崎悟	糸島郡前原町大字井原1518	苗	木	山崎樹苗園	糸島郡前原町大字井原
福岡県第306号	吉田正利	糸島郡二丈町大字吉井2999	苗	木	二丈種苗園	糸島郡二丈町大字吉井
福岡県第317号	横山勲	嘉穂郡嘉穂町大字屏2013	種 苗	穂 木	横山勲	嘉穂郡嘉穂町大字屏
福岡県第319号	坂田司万生	嘉穂郡筑穂町大字内野3341	種 苗	穂 木	坂田司万生	嘉穂郡筑穂町大字内野
福岡県第331号	石松武盛	鞍手郡若宮町大字金生307	苗	木	石松武盛	鞍手郡若宮町大字金生
福岡県第334号	石松計吾	鞍手郡若宮町大字金生303	苗	木	石松計吾	鞍手郡若宮町大字金生
福岡県第336号	中川桂蔵	直方市大字上頓野2229	苗	木	中川桂蔵	直方市大字上頓野
福岡県第381号	大平森林組合	築上郡大平村大字土佐井206	苗	木	大平森林組合	築上郡大平村大字土佐井
福岡県第384号	崎田敬昌	北九州市小倉区大字頂吉99	穂 苗	木 木	崎田苗木	北九州市小倉区大字頂吉
福岡県第398号	築地原悦子	山門郡山川町大字尾野1889	苗	木	千寿園	山門郡山川町大字尾野
福岡県第404号	長野俊彦	三井郡大刀洗町山隈467-2	穂 苗	木 木	大福種苗園	朝倉市入地柏ヶ窪315-1
福岡県第413号	古賀勝利	朝倉市三奈木2203	穂 苗	木 木	三奈木農園	朝倉市三奈木
福岡県第418号	武田久人	甘木市大字三奈木2303	穂 苗	木 木	武田誠緑園	甘木市大字三奈木
福岡県第419号	武田誠治	甘木市大字三奈木2303	穂 苗	木 木	武田誠緑園	甘木市大字三奈木
福岡県第422号	平木守	甘木市大字小田1650	穂 苗	木 木	平木農園	甘木市大字小田

福岡県第426号	松尾正憲	甘木市大字小田1531	穂 苗	木 木	松尾農園	甘木市大字小田
福岡県第430号	堤義盛	八女郡黒木町大字鹿生子2109	穂 苗	木 木	堤園	八女郡黒木町大字鹿生子
福岡県第447号	梶原三太郎	朝倉郡小石原村大字鼓1695-2	種 苗	穂 木	梶原三太郎	朝倉郡小石原村大字小石原
福岡県第457号	森松健太	八女郡星野村14933-1	種 苗	穂 木	森松健太	八女郡星野村14933-1
福岡県第484号	仁田原一太	八女郡矢部村3694-5	種 苗	穂 木	仁田原一太	八女郡矢部村3694-5
福岡県第500号	楠正仁	八女市黒木町本分2165-13	種 苗	穂 木	楠正仁	八女市黒木町本分2165-13
福岡県第501号	野田久子	八女市矢部村北矢部656	種 苗	穂 木	野田久子	八女市矢部村北矢部656
福岡県第507号	吉岡博樹	福岡市早良区大字脇山149	種 苗	苗 木	吉岡博樹	福岡市早良区大字脇山149

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

総務事務厚生課庶務会計及び福利厚生業務委託

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし

て使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に

あるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和2年2月5日（水曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る提案書を期限までに提出し、確認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達役務の名称
総務事務厚生課庶務会計及び福利厚生業務委託

(2) 調達役務の特質等
入札説明書による。

(3) 契約期間
契約締結の日から令和7年5月31日まで
※業務履行期間は、令和2年6月1日から令和7年5月31日までとする。

(4) 履行場所
福岡市博多区東公園7番7号及び福岡市博多区吉塚本町13番50号
福岡県総務部総務事務厚生課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政棟南棟1階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和2年3月5日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

入札参加に当たっては、単独で参加する場合のほか、共同で参加できるものとし、単独参加の場合は次の(1)に掲げる要件の全てを、共同参加の場合は次の(2)に掲げる要

件の全てを満たしていることを条件とする。

(1) 単独参加の場合の資格要件

ア 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者。

大分類	中分類	業種名	等級
13	09	人材派遣	AA
13	11	その他	AA

イ 納入しようとする総務事務厚生課庶務会計及び福利厚生業務委託について競争入札参加申請書及び総合評価のための提案書を提出した者

ウ 本調達への共同参加を行っていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

オ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）

期間中でない者

(2) 共同参加の場合の資格要件

ア 全体

(ア) 共同参加者は三者以内とすること。

(イ) 共同参加の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

イ 各共同参加者

(ア) (1)の全ての要件を満たしていること。((1)のウは除く。)

(イ) 本調達への単独参加又は他の共同参加を行っていないこと。

(ウ) 受託する場合は、共同する全参加者が契約の当事者となること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課総務企画班（行政棟南棟3階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3145（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

令和2年1月10日（金曜日）から令和2年1月28日（火曜日）までの福岡県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時00分までを除く。）

(2) 場所

5の部局にて行う。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札提案説明会の日時及び場所

(1) 日時

令和2年1月17日（金曜日）午前10時30分から

(2) 場所

福岡県庁行政棟南棟1階 総務事務厚生課調達班入札室

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(3) その他

出席者は、1者につき3名までとする。

10 競争入札参加申請書及び総合評価のための提案書の提出

(1) 期限

令和2年2月5日（水曜日）午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

(4) その他

ア 入札参加の申請をしてない者は入札に参加できない。

イ 提案書等の作成に係る費用は、提案者の負担とする。

ウ 提案書等は返却しない。

11 入札書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

令和2年3月5日（木曜日）午後4時00分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

12 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和2年3月6日（金曜日）午前11時00分

(2) 場所

福岡県庁行政棟南棟1階 総務事務厚生課調達班入札室

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(3) 開札に立ち会うことが認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

13 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

※ 見積金額とは、入札書に記載した入札金額に100分の10を加算した金額をいう。

(1) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約の履行（2件以上）を証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札保証金の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

令和2年3月5日（木曜日）午後3時00分

15 落札者の決定方法

(1) 福岡県財務規則第152条の規定により作成された予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を入札した者であって、その提案した内容等が仕様書の要求要件を満たしているものでなければならない。

(2) 提案内容の評価方法

総合評価のための提案書の提案内容が、仕様書の要求要件に沿った内容であるかを判定し、各項目の評価に応じ、400点の範囲内で得点（以下、「技術点」という。）を与える。

ア 評価基準については、別記「提案書評価基準」のとおりとする。

イ 付加点の評価は、本委託業務への重要性及び必要性に照らし、10点～40点までの配点で設定し、評価ランクによりA～Eの評価を行い、得点を与える。

評価ランク	評価内容	得点
A	記載事項が網羅され、内容に具体性と実現性がある	満点×100%
B	記載事項が網羅されており、運営上、問題ないと思われる	満点×80%
C	記載事項が網羅されているが、一部、具体性又は実現性に疑問がある	満点×50%
D	記載内容が乏しい（網羅されていない、記載が曖昧等）	満点×20%
E	記載なし、必須要件を満たさない	満点×0%

(3) 入札価格の評価方法

入札価格については200点の範囲内で得点を与える。以下の式により換算し、入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）を与えることとする。なお、価格点を求める際には、小数点第3位を四捨五入する。

$$\text{価格点 (P)} = 200\text{点} \times (\text{低入札調査基準比較価格} / \text{入札価格}) \leq 200\text{点}$$

(4) 総合評価の方法

ア 評価に当たっては、600点の範囲内で配点を行い、15の(2)及び(3)で算出された技術点及び価格点の合計点数とする。

ただし、提案書評価基準の区分該当で「必須」に「○」が付された項目が1項目でも評価がEの場合は、落札者とししない。

イ 提案・評価項目表に記載されていない提案内容は、評価の対象とししない。

(5) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、15の(4)によって得られた合計点数の最も高いものを落札者とする。

イ 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、価格その他の条件が当該調達にとって最も有利なものをもって入札をしたものを落札者とすることがある。

エ 審査結果の通知及び通知方法

通知期限：令和2年3月19日（木曜日）

通知方法：全ての入札書提出者の得点を一覧表にし、全ての入札書提出者に書面により通知する。

16 低入札価格調査基準価格等の有無

有

17 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到着しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は13に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があって、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

18 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- (1) 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）を証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

19 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

なお、契約書に要する一切の費用は落札者の負担とする。

(2) この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止を要請する場合、調達手続きの停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (5) その他、詳細は入札説明書による。
- (6) 本調達は、議会における当該調達に係る予算の成立を条件とするものである。

20 Summary

- (1) Nature of the service (s) to be required:
Welfare program operated by the General Affairs and Welfare Division
- (2) Period of Contract:
From the date the contract is effective through 31 May,2025
- (3) Date of time limit for proposal:
5:00 PM on February,5,2020
- (4) Date of time limit tenders:
4:00 PM on March,5,2020
- (5) Contact point for the Notice:
General Affairs and Welfare Division,General Affairs Department,
Fukuoka Prefectural Office,7 - 7 , Higashikoen,
Hakata - ku, Fukuoka City,812 - 8577 JAPAN.
TEL:092 - 643 - 3145

別記 提案書評価基準

大項目	小項目	区分該当		審査内容		付加要件
		必須	技術点	必須要件	記載を求むる項目	
1	本件委託業務に 対する提案書の 考え方	○	10	業務委託によるアウトソーシングの効果や 意義を理解した基本姿勢が示され、かつ、妥 当なものであること。	①本件業務委託によるアウトソーシングの効果や 意義 ②提案者が考える業務委託に際しての基本姿勢	提案者から示されたその内容 が必須要件を超える、有益かつ 具体的な提案がなされている か。
	事前準備作業	○	30	①開始直後から、確実な業務の履行が行われる よう、スケジュール及び業務内部での効果的 な業務処理体制について示され、かつ、妥当 なものであること。	①業務引継・要員採用、研修の項目に係る具体的 なスケジュール ②引継のための業者内部における具体的な実施 制（プロジェクト体制やサポート体制間の整備等） ③引継作業における確認漏れなどを防止するた めの対策 ④その他	
2	想定される問題点 及びその解決方法	○	20	提案者が想定する問題点及び解決策が示さ れ、かつ、妥当なものであること。	①事前準備作業で想定される問題点とその具体的 な解決策 ②事前準備作業期間中における職上の情報共有の 方法 ③その他	同上
	(1) 業務状況の把握・ 管理方法	○	40	提案者が考える業務課題にあたっての進捗 管理等、業務状況の把握・管理の手法につい て対処方法が示され、かつ、妥当なものであ ること。	①業務の進捗管理状況を把握するための業務別、期間 別（時間・日間・月間など）の管理方法 ②日々の業務状況を把握・管理する方法（日報の 作成等） ③その他	同上
3	問い合わせ対応方 法	○	20	提案者が考える効果的でない問い合わせ対応 手法について、対処方法が示され、かつ、妥 当なものであること。	①問い合わせ対応での延滞を防止する方策 （照会、回答内容の検索を可能とするシステムの 導入等） ②問い合わせの期間を防止する方策（FAQの作成、職 員の担当等） ③一人の担当者がない場合にも問い合わせに対 応できるような方策（同一業務を複数の者で処理 させる等） ④その他	同上
	(2) 業務処理方法	○	30	本件委託業務の効果が業務遂行のための 手法について対処方法が示され、かつ、妥当な ものであること。	①個別業務ごとの具体的な業務処理方法 （業務ごとの柔軟にも柔軟に対応するための方策 （業務上のノウハウの整理と配置等） ②継続的なノウハウの蓄積方法と業務改善の提案 と推進策（マニュアルの継続的更新等） ③その他	同上
4	要員の業務履歴及 びスキル	○	40	提案者が本件委託業務に配属する総括責任 者、業務責任者及び業務従事者の業務経験及 びスキルについて示され、かつ、妥当なもの であること。	①総括責任者、業務責任者及び業務従事者ごとの 業務経験と能力 ②具体的な業務経験 ③その他	提案者から示された業務経験 が本件委託業務と同様なもの である等、円滑な業務運営に寄与 するものであるか。
	業務処理体制	○	30	業務の履行が確保されるような業者内部で の効果的な業務処理体制について示され、か つ、妥当なものであること。	①総括責任者、業務責任者及び業務従事者の役割 ②総括責任者、業務責任者及び業務従事者の配置 体制、配属人員とその他の考え方 ③緊急時の処理体制、支援体制 ④その他	提案者から示されたその内容 が必須要件を超える、有益かつ 具体的な提案がなされている か。
5	業者内部での教 育・研修	○	20	業者内部で要員に対し行う教育・研修の内 容及び方法が示され、かつ、妥当なものであ ること。	①要員種別別継続従事者、新規従事者、短期従事 者（OJT等） ②コンプライアンスに関する取り組み ③研修効果の検証及び検証結果によるフォロー アップ方法 ④その他	同上
	長期にわたる安定 的な人員の供給	○	30	本件委託業務処理に関して、長期にわたり 安定的に人員を供給するための方法及びリス クへの対処方法が示され、かつ、妥当なもの であるか。	①長期にわたる安定的な人員供給のための業務従 事者の労働条件の取組み（モチベーションアッ プ等） ②職員の防止リスクの把握 ③長期にわたる安定的な人材供給についての実績 や体制 ④その他	同上
6	業務の円滑な引継	○	20	本件委託業務について、次の受託業者への 業務引継を効率的、効果的に実現するための 提案者の考え方や実現方法が示され、かつ、 妥当なものであること。	①具体的な業務引継方法（マニュアル、FAQ、 引継マニュアルの概要（ルール資料を抽出） ②引継作業の進捗管理 ③引継作業の進捗管理（引継作業の進捗管理） ④その他	同上
	災害発生時等にお ける業務執行体制 の確保	○	10	地震、災害等の発生など、特に業務執行体 制の確保が困難になった際に、業務の優先順 位の確保、業務の継続をどうするか等、円滑な 対処方法が示され、かつ、妥当なものである こと。	①災害発生時における業務の優先順位の考え方や 引継体制の確保 ②災害発生時の対応（引継作業の進捗管理） ③その他	同上
7	セキュリティの 確保	○	30	本件委託業務を遂行するにあたり、セキュ リティ確保及び情報漏えい防止のための提案 者の考え方や実現方法が示され、かつ、妥 当なものであること。	①具体的な明確なセキュリティ対策（I D、パスワードの管理徹底、内部監査の実施、私 物持込の制限等）及びセキュリティ確保のため の社内ルールの概要（ルール資料を抽出） ②情報漏えい（書類紛失、データ取り置き等）防 止のための対策（セキュリティ認証等（プライバシー ポリシー、ISMS等）の取得状況（認証のコピーを抽出） ③その他	同上
	アウトソーシング の実績	○	30	自治体での業務アウトソーシングの受託実 績について、実施期間、実施業務内容・規模 等が示され、かつ、妥当なものであること。	①過去3年間に本件委託業務と同様の業務を受託 契約として受託した実績	提案者から示された実績が本 件委託業務と同様なもの ものであるか。
7	本件委託業務実施に 対する提案書の 提案等	○	10	これまで提示されていない項目について有 益な提案	①これまで提示されていない項目について有 益な提案	本件委託業務経験の上で、有 益な提案（業務改善や追加提案 が具体的な記述も本件委託 業務を遂行する上で有益なもの であるか。
	区分別 技術点合計		400			

・記載を求むる項目の「その他」の項目については、記載を求むる項目以外で有益かつ具体的な提案があれば記載し、記載した内容については1項目として評価する。

公告

「福岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則」案について、次のとおり意見を募集します。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

令和元年12月25日から令和2年1月23日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部県営住宅課に据え置きます。

公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。
この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているため、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

1 放置車両の形態等

放置場所	飯塚市有安 福岡県営有安住宅6棟付近
撤去通告貼付けの日	令和元年10月28日
メーカー名	SUZUKI
種別等	原動機付自転車
自動車登録番号	不明
所有者（運輸局等照会）	不明

車名	レッツII
塗色	銀
車台番号	CA1KA-284311
使用者（運輸局等照会）	不明

2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741

福岡県住宅供給公社筑豊管理事務所 TEL 0948-21-3232

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の2の3の規定により次のように公示する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
介護医療院	40B2000014	金子病院介護医療院 柳川市久々原65番地	医療法人金子病院	令和2年1月1日

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和2年1月10日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

有限会社貝掛商会

(2) 所在地

北九州市若松区大字大鳥居519番地の4

(3) 代表者

取締役 貝掛 真人

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和元年12月24日

4 処分の理由

有限会社貝掛商会は、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号ニに該当）及びニ（同号イに規定する法第7条第5項第4号ハ及びニに該当）の規定に該当し、法第14条の3の2第1項第1号及び第2号の規定に該当するに至った。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和元年12月5日確定の海区漁業調整委員会選挙人名簿により、次のようになった。

令和2年1月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

海 区 名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
福岡県豊前海区	329
筑前海区	876
福岡県有明海区	771